

FamiPay 決済サービス利用規約

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、FamiPay 決済サービスに係る PG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- | | |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) FamiPay | 株式会社ファミマデジタルワン（以下「丙」という）が、電磁的方法により丙のシステムに記録される金額に応じた対価を買主から得て発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律第3条第1項第1号）であって、買主が、FamiPay 利用規約に基づき、1 マネー＝1 円として、甲との間の商品の購入、役務の提供その他の取引における代金の支払に使用することができるもの |
| (2) FamiPay 決済 | 買主と甲との間の商品の購入その他の取引において、丙が提供する FamiPay を利用した決済手段であって、買主が、対価の全部または一部の支払いに FamiPay を利用し、丙が FamiPay 加盟店契約に基づき、甲に対して利用された FamiPay 相当額を支払うこと |
| (3) FamiPay 決済サービス | PG が提供する FamiPay 決済による商品代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの |
| (4) FamiPay 加盟店契約 | FamiPay 決済を利用するために甲が丙との間で締結する契約であって、丙所定の FamiPay 加盟店規約及びそれに関連する取扱要領等を内容とするもの |

(FamiPay 決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 FamiPay 決済サービスの内容は、利用規約第1章第1節に定めるとおりとする。

(FamiPay 決済サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲が FamiPay 決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、FamiPay 決済サービスを利用可能な加盟店として甲が登録された旨の通知及び FamiPay 決済サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、FamiPay 決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、FamiPay 決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

(FamiPay 決済サービスの利用の対価)

第5条 甲は、FamiPay 決済サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(甲の遵守事項等に関する特則)

第6条 甲は、FamiPay 決済に係る通信販売を行うことに関し、以下の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 甲の作成した販売条件や商品等の説明等を含む広告の表示内容に基づく不具合や毀損のない商品等の販売、提供を行うこと。
- (2) 買主との間での二重送信やデータ誤入力が生じないように確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じること。
- (3) 利用規約に定めるもののほか、以下の各号のいずれかに該当する場合、FamiPay 決済を行ってはならないこと。
 - a) 有価証券及び金券
 - b) 貸金・クレジットの返済、送金、募金・寄付その他別途丙が定める商品等に係る取引である場合
 - c) 買主から呈示された FamiPay について無効又は使用不可であるとの表示がなされた場合
 - d) 偽造、変造と判断できる FamiPay を呈示されたとき、又は不正使用と判断できる場合
 - e) 買主の携帯端末又は FamiPay が違法に取得されたものであると判断できる場合
 - f) システムやネットワークの障害時、又はシステムの保守管理に必要な時間、システム管理会社の休業日若しくは休業時間その他システム上の理由により一時的に FamiPay の利用を停止している場合
 - g) システム、買主の携帯端末その他付随する機器等又は通信回線のシステム障害、破損又は電磁的影響、停電、天災事変その他やむを得ない事由により丙が FamiPay 決済に係る通信販売を行うことができない場合
- (4) 以下の各号にいずれかに該当する場合、甲は、自己の費用と責任をもって対処して解決を図り、PG に一切迷惑をかけず、何らの責任も負わせないものとする（PG の責めに帰すべき事由による本規約の不履行に起因する FamiPay 決済に係る通信販売の不成立に関する紛争を除く）。
 - a) 前号 a から g のいずれかに該当する場合
 - b) 買主から FamiPay 決済に係る通信販売又はその商品に関して苦情、相談を受けた場合
 - c) 効能又は効果に関する疑義、不良品、品違い、量目不足、商品の未着、誤請求等の事故が発生した場合
 - d) 甲又は PG と買主との間において問い合わせ等が生じた場合
 - e) 買主、関係省庁その他の行政機関等から、甲の FamiPay 決済に係る通信販売の商品が公序良俗違反、禁制品、知的財産権侵害品又は丙により不適切品として通知されたものである旨の指摘、指導等を受けた場合
 - f) 買主、関係省庁その他の行政機関等から、甲の FamiPay 決済に係る通信販売が公序良俗違反である、その対象商品が禁制品である、特定商取引に関する法律違反である、丙により買主の保護に欠ける取引と判断された旨通知された

ものである、買主が遵守すべき規約に違反して取引しようとしていることを甲が知っていた又は丙により不相当と判断する取引として通知されていた旨の指摘、指導等を受けた場合

- (5) 甲は、買主が商品の送付先として商品の受領確認が不明確となるおそれのある場所を指定した場合には、当該場所に商品を発送してはならない。甲がかかる発送をしたときは、当該商品にかかる FamiPay 決済に係る通信販売及びこれによって生じた問い合わせ等について、PG は一切責任を負わない。

(第三者への委託に関する特則)

第7条 利用規約の定めにかかわらず、甲は、丙及び PG が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務の一部又は全部を第三者に委託してはならない。

(調査、改善等に関する特則)

第8条 甲及び PG は、以下の各号の事項その他丙が定める事項について丙から調査を求められた場合、速やかにこれに協力する(販売・勧誘マニュアル・パンフレット、広告、契約書面等の提出を含むが、これらに限られない)。

- (1) 甲が販売している商品、商品の代金等の金額
 - (2) 甲が行う商品の販売方法又はその勧誘方法
 - (3) 甲と買主の間で発生したトラブル(丙が買主や消費者センターなどから受けた甲に対する苦情相談を含む)の内容及び理由
 - (4) 甲による商品の効能、効果に関する説明や広告表示についての合理的根拠の有無
 - (5) 特定商取引に関する法律において規制される業務を甲が取り扱っているか否か
 - (6) 甲が特定商取引に関する法律、資金決済に関する法律、消費者契約法その他の法令に違反しているか否か
2. 第6条第4号の場合、甲は丙又は PG が行う調査に協力する。
3. 偽造された FamiPay の使用その他 FamiPay の不正利用が行われた場合において、丙から当該不正利用に関する調査の協力を求められたときは、甲及び PG は、誠実に協力する。また、甲は、当該不正利用によって買主又は甲自身が被害を受けた場合において、丙又は PG から指示を受けたとき又は甲自ら自発的に必要と判断したときには、甲の事業所を管轄する所轄警察署等へ当該不正利用に係る被害届を提出することができる。

(免責に関する特則)

第9条 FamiPay の破損等 FamiPay 決済に必要な機器又はシステムの故障、停電その他のやむを得ない事由により FamiPay 決済に係る通信販売ができない場合、甲は、甲の裁量により現金その他の方法により買主と代金等の決済を行うものとする。なお、FamiPay 決済に必要なシステムやネットワークの障害時には、丙及び PG は甲に協力を行う。この場合、PG は、専ら PG の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲に対して一切の責任を負わない。

2. PG は、本規約及び利用規約に基づき免責される場合の他、以下の各号の事由に関しては、法律構成の如何にかかわらず、一切責任を負わない。
- (1) FamiPay 加盟店契約に基づく FamiPay 決済の提供の停止又は FamiPay 取扱の停止
 - (2) 丙のシステムの障害若しくは通信の輻輳、途絶等の障害又はそれに起因する FamiPay 決済又は FamiPay の不具合
 - (3) FamiPay 加盟店契約に基づく又は丙の事業方針変更に伴う FamiPay 決済又は FamiPay の内容変更若しくは廃止又は丙のシステムの機能変更若しくは運用廃止
 - (4) FamiPay 決済サービスの提供の停止
 - (5) 商品の毀損若しくは不具合又は FamiPay 決済に係る通信販売の成立、効果帰属、履行若しくは解消に関する紛争その他 FamiPay 決済に係る通信販売に関連する紛争(PG の責めに帰すべき事由による本規約の不履行に起因する FamiPay 決済に係る通信販売の不成立に関する紛争を除く)
3. FamiPay 決済サービスに係る商品の販売又は提供を目的とした甲と当該商品の買主との間の契約の解消(解除、取消その他原因の如何を問わない)、無効等に伴う当該商品の代金等の当該買主への返還に関しては、PG 及び丙は各自一切関与せず、かつ何らの責任も負担しない。

(事後効)

第10条 本利用契約のうち、FamiPay 決済サービスに関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第6条第4号及び第5号、第9条並びに本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

≪FamiPay 決済サービスにおいて代表加盟サービスを利用する場合における特則≫

(適用範囲)

第11条 本特則の規定は、利用規約第1章第2節の規定に付加し、PG が甲の代理人として FamiPay 加盟店契約の締結申込みを行うこと並びにかかる方法によって締結された FamiPay 加盟店契約に基づく FamiPay 決済サービスに係る甲の通信販売に関してのみ適用される。本特則に定めのない事項については、本規約の定めによるものとし、本特則の定めと本規約の定めとが矛盾抵触する場合には本特則の定めによる。

(代表加盟サービスの内容等)

第12条 FamiPay 決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの内容は、利用規約第1章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用)

第13条 FamiPay 決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの利用は、利用規約第1章第2節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用の対価)

第14条 甲は、FamiPay 決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(代表加盟サービスにおける免責に関する特則)

第15条 PG は、丙若しくはその委託先の支払能力の不足又は信用不安によって、丙から PG への FamiPay 決済サービスに係る引渡金の支払の全部又は一部を受けることができなかった場合、当該支払を受けることができなかった分に関しては、引渡金の支払義務を免れるものとする。

(事後効)

第16条 本規約のうち本特則に関する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、第15条及び本条はなお無期限に有効とするものとし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

以上